2022.3.11 新型コロナウイルス感染症対策室

黒石市新型コロナウイルス感染症予防対策強化月間 実施要項

1. 目 的

・現在、令和4年3月21日を期限とし、まん延防止等重点措置が適用されているが、感染者数の高 止まり傾向が依然として続いている。そのため、黒石市独自の対策として黒石市新型コロナウイル ス感染症予防対策の強化月間を設定し、全市民に感染予防対策を今一度呼びかけ、感染予防意識の 啓発とまん延防止に繋げることを目的とする。

2. 強化月間の設定理由

- ・市内において、幼児、小学生の新規陽性者の発生が高止まりしている状況が続いているため、強化 月間を設定し、感染抑制に向けた対策を強化する必要がある。
- ・年度末、年度初めは、転入・転出など人の移動や、季節行事等で人の接触機会の増加が予想される ため、市から市民へメッセージを発信し、改めて感染拡大防止への意識を啓発する。

3. 期 間

・令和4年3月12日(土)~4月11日(月)(1か月間)

4. 市民、事業者への協力要請内容

- ・「正しいマスク着用」「密を避ける」「手洗い」「換気を行う」などの基本的な感染対策の徹底を行う。
- ・同居家族に風邪症状がある場合は、症状のある本人の検査結果が出るまでは外出を自粛する。
- ・保育施設や教育施設に通う園児および児童・生徒並びにその保護者においては、感染症の自覚症 状(風邪症状)がある場合は、休んで医療機関への受診を徹底する。
- ・風邪症状がある場合は、会社等に出勤をせず医療機関への受診を徹底する。
- 事業主においては、従業員に風邪症状がある場合、仕事を休ませる。

5. 市民、事業者への感染予防対策、支援制度の活用等の周知

- ・「黒石市新型コロナウイルス感染症予防対策強化月間」についての毎戸チラシを作成、配布し、市 民に対する感染予防対策意識の啓発を再度呼びかける。
- ・事業主や企業及び市民に対し、市や国の支援制度(雇用調整助成金や休業支援金・給付金など)に ついて、情報提供を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について、追加(3回目)接種及び未接種者への接種の啓発を行う。